

## 移住応援給付事業補助金（市外からの転入者対象）

原則として津久見市へ転入される前に事前申請を行い、これから転入される方、かつ申請時において65歳未満の方（転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入は除く。）に下記の補助金を交付します。

事業区分	補助対象者	給付額
子育て世帯移住応援給付金	18歳未満の世帯員を含む子育て世帯で移住を完了した者	30万円/世帯
その他世帯移住応援給付金	その他世帯で移住を完了した者	20万円/世帯

下記項目は共通の補助要件の一部であり、これを含む全ての補助要件を満たす方が補助対象となります。下記以外の補助要件については、お問い合わせください。

- 市内に住所を有しておらず、市外に1年以上居住している者であること。
- 申請日において、満65歳未満の者であること。
- 津久見市への転入後、市内に5年以上生活の拠点を置くことが誓約できること。
- 津久見市への転入後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- 補助金申請者の世帯員全員が市区町村税を滞納していないこと。
- 補助金申請者の世帯員全員が生活保護等を受けていないこと。
- 移住(予定)者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- 新築奨励・市内消費喚起事業** 及び **新婚世帯・子育て家賃等補助金** の対象世帯でないこと。

